

清滝高架橋（市道清滝西海岸 1 号線）鋼床版調査業務委託公募説明書

1 当該公募の趣旨

本業務は、清滝高架橋（門司区清滝二丁目、市道清滝西海岸 1 号線）のうち、J R 鹿児島本線を跨ぐ区間（A 1－P 1 間）に架かる鋼単純鋼床版箱桁において、鋼床版を貫通する亀裂の有無を調査し、今後の維持管理や対策工事の基礎資料を作成するものである。

当該業務の対象箇所は、門司港地区と西海岸方面を結ぶ日頃から交通量が多い地域であり、更に J R 鹿児島本線と交差しており、桁下へのアクセスや調査には制限があることから、現地調査に当たっては、現地の車両交通や J R 鹿児島本線の運行に十分配慮し、調査に関わる交通規制の期間を可能な限り抑制できる調査方法を採用する必要がある。

このため、特定の者を相手方とする契約手続きを行う予定としているが、当該特定の者以外の者で、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を求める公募を実施するものである。

公募の結果、応募がない場合、応募があっても 3 の応募要件を満たすと認められる者がいない場合、応募要件を満たすと認められる者がすべて辞退した場合は、特定の者との随意契約の手続きに移行する。

なお、3 の応募要件を満たすと認められる者がいる場合は、指名競争入札又は指名型プロポーザルを実施する予定である。

2 業務概要

（1）業務名

清滝高架橋（市道清滝西海岸 1 号線）鋼床版調査業務委託

（2）業務内容

（ア）調査計画

必要な資料の収集及び調査業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。

計画にあたっては、現地の交通状況を詳細に把握し、必要に応じて道路管理者及び交通管理者と協議を行い、業務計画に反映すること。

（イ）現地調査

業務対象範囲において、車両交通に起因する鋼床版を貫通する亀裂の有無を確認するための調査を行う。

本業務における調査方法は、交差物（J R 鹿児島本線）や現地の車両交通への影響を最小限に抑えるため、渦流探傷技術を用いた舗装上からの非接触によるスクリーニング調査を想定しているが、同等の性能や作業効率を有する別の方法での調査を妨げるものではない。

ただし、現地調査の条件は以下のとおりとする。

- ・現状の舗装の剥ぎ取り、復旧は行わないものとする。
- ・桁下側からの調査は行わないものとする。

(ウ) 調査結果の整理、考察

現地調査から得られた結果を整理・考察し、車両交通に起因する鋼床版を貫通する亀裂の発生が懸念される箇所が確認された場合には、図面化等を行い、今後の維持管理や対策工事の基礎資料を作成する。

(3) 履行期間

契約締結日から令和9年1月31日まで

3 応募要件

(1) 基本的要件

- ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- イ 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則（平成7年北九州市規則第11号）第6条第1項の有資格業者名簿（以下「有資格業者名簿」という。）に記載されていること。
- ウ 物品等有資格業者名簿において「A」の等級に格付けされていること。
有資格業者名簿に記載されている本店所在地又は受任地は、北九州市内外を問わない。
- エ 本市から指名停止を受けている期間中でないこと。

(2) 基本的要件以外の要件

- ア 本業務の主旨及び概要について、十分に理解していること。
- イ 上記2に記載した現地調査における条件を満足すること。

4 手続き等

(1) 契約担当課（問い合わせ先）

住所 北九州市小倉北区城内1番1号

担当課名 都市整備局道路部長寿命化対策課

電話番号 093-582-2292 FAX 番号 093-582-2792

(2) 説明書に対する質問受付及び回答

ア 受付期間

令和8年9月15日から令和8年10月2日まで（閉庁日を除く。）の毎日、
8時30分から17時15分まで

イ 受付担当課

(1) に同じ。

ウ 回答

受付担当課から回答する。

(3) 参加意思確認書の提出期間、場所及び方法

ア 提出期間

令和8年9月15日から令和8年10月2日まで（閉庁日を除く。）の毎日、
8時30分から17時15分まで

イ 提出場所

(1)に同じ。

ウ 提出方法

応募者は、別紙「参加意思確認書」に応募要件を満たすことを証する書類を
作成添付し、提出期限までに直接持参すること。

エ 参加意思確認書記載上の留意事項等

(4) その他

ア 参加意思確認書が提出期限までに到達しなかった場合は、その後到達しても
参加意思確認書の提出を無効とする。

イ 参加意思確認書の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

ウ 提出された参加意思確認書及びその関係書類は返却しない。

エ 提出された参加意思確認書は、審査以外提出者に無断で使用しない。

オ 参加意思確認書に虚偽の記載をした場合は、参加意思確認書の提出を無効と
する。

カ 参加意思確認書を提出した者は、提出した書類に関し説明を求められた場合
は、これに応じなければならない。

キ 予算その他本市の事情により、当該公募手続の中止又は当該手続により行う
こととなった当該業務委託の指名競争入札又は企画競争を中止する場合がある。

ク 参加意思確認書を提出した者に対し、審査結果を通知する。

ケ クの通知で、応募要件を満たさないとされた者は、通知をした日の翌日から
起算して7日以内に、書面により、北九州市都市整備局長寿命化対策課長に対
して、応募要件を満たさないとされた理由について説明を求めることができる。